

(様式1)
審査基準 (申請に対する処分関係)

		担当課	観光振興課	検索番号	1－3
法令名	旅行業法	根拠条項	6 の 4 － 1		
許認可等	旅行業者（本邦外の企画旅行（参加する旅行者の募集をすることにより実施するものに限る。）を実施しないものに限る。）の業務の変更登録				
(根拠規定)					
○旅行業法 (変更登録等)					
第六条の四 旅行業の登録を受けた者（以下「旅行業者」という。）は、第四条第一項第三号の業務の範囲について変更をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、観光庁長官の行う変更登録を受けなければならない。					
2 第五条及び第六条の規定は、前項の変更登録について準用する。この場合において、第五条第一項中「次に掲げる事項」とあるのは「変更に係る事項」と、「旅行業者登録簿又は旅行業者代理業者登録簿」とあるのは「旅行業者登録簿」と、第六条第一項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第九号又は第十号」と読み替えるものとする。					
3 旅行業者又は旅行業者代理業者（旅行業者代理業の登録を受けた者をいう。以下同じ。）は、第四条第一項第一号、第二号又は第四号（旅行業者代理業者にあつては、同項第一号又は第二号）に掲げる事項について変更があつたときは、その日から三十日以内に、国土交通省令で定める書類を添付して、その旨を観光庁長官に届け出なければならない。					
4 観光庁長官は、前項の規定による届出を受理したときは、第十九条第一項の規定により登録を取り消す場合を除き、届出があつた事項を旅行業者登録簿又は旅行業者代理業者登録簿に登録しなければならない。					
(登録の拒否)					
第六条 観光庁長官は、登録の申請者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を拒否しなければならない。					
一 第十九条の規定により旅行業若しくは旅行業者代理業の登録を取り消され、又は第三七条の規程により旅行サービス手配業の登録を取り消され、その取消しの日から五年を経過していない者（当該登録を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しに係る聴聞の期日及び場所の公示の日前六十日以内に当該法人の役員であつた者で、当該取消しの日から五年を経過していないものを含む。）					
二 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過していない者					
三 暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者をいう。第八号において同じ。）					
四 申請前五年以内に旅行業務又は旅行サービス手配業務に関し不正な行為をした者					
五 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は第七号のいずれかに該当するもの					
六 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ないもの					
七 法人であつて、その役員のうちに第一号から第四号まで又は前号のいずれかに該当する者があるもの					
八 暴力団員等がその事業活動を支配する者					

- 九 営業所ごとに第十一条の二の規定による旅行業務取扱管理者を確実に選任すると認められない者
- 十 旅行業を営もうとする者であつて、当該事業を遂行するために必要と認められる第四条第一項第三号の業務の範囲の別ごとに国土交通省令で定める基準に適合する財産的基礎を有しないもの
- 十一 旅行業者代理業を営もうとする者であつて、その代理する旅行業を営む者が二以上であるもの
- 2 観光庁長官は、前項の規定による登録の拒否をした場合においては、遅滞なく、理由を付して、その旨を申請者に通知しなければならない。

第二十六条 観光庁長官は、登録の申請者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を拒否しなければならない。

- 一 第六条第一項第一号から第四号まで又は第八号のいずれかに該当する場合
- 二 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が第六条第一項第一号から第四号まで又はこの項第四号のいずれかに該当するもの
- 三 心身の故障により旅行サービス手配業を適正に遂行することができない者として国土交通省令で定めるもの又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 四 法人であつて、その役員のうちに第六条第一項第一号から第四号まで又は前号のいずれかに該当する者があるもの
- 2 観光庁長官は、前項の規定により登録の拒否をした場合においては、遅滞なく、理由を付して、その旨を申請者に通知しなければならない。

(許認可等の基準)

○旅行業法施行規則

(財産的基礎)

第三条 法第六条第一項第十号の国土交通省令で定める基準は、次条に定めるところにより算定した資産額（以下「基準資産額」という。）が、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額以上であることとする。

- 一 登録業務範囲が第一種旅行業務である旅行業（以下「第一種旅行業」という。）を営もうとする者 三千万円
- 二 登録業務範囲が第二種旅行業務である旅行業（以下「第二種旅行業」という。）を営もうとする者 七百万円
- 三 登録業務範囲が第三種旅行業務である旅行業（以下「第三種旅行業」という。）を営もうとする者 三百万円
- 四 登録業務範囲が地域限定旅行業務である旅行業（以下「地域限定旅行業」という。）を営もうとする者 百万円

第四条 基準資産額は、第一条の四第一号ニ又は第二号ハに規定する貸借対照表又は財産に関する調書（以下「基準資産表」という。）に計上された資産（創業費その他の繰延資産及び営業権を除く。以下同じ。）の総額から当該基準資産表に計上された負債の総額及び法第八条第一項に規定する営業保証金の額（新規登録の申請に係る基準資産額を算定する場合であつて申請者が保証社員（法第四十八条第一項に規定する保証社員をいう。以下同じ。）となること が 確 実 で あ る と き、又は更新登録の申請に係る基準資産額を算定する場合であつて申請者が保証社員であるときには、法第四十九条の規定により納付すべきこととされる弁済業務保証金分担金の額）に相当する金額を控除した額とする。

- 2 前項の場合において、資産又は負債の評価額が基準資産表に計上された価額と異なることが明確であるときは、当該資産又は負債の価額は、その評価額によつて計算するものとする。
- 3 第一項の規定にかかわらず、前二項の規定により算定される額に増減があつたことが明確であるときは、当該増減後の額を基準資産額とするものとする。

○旅行業法施行要領（平成17年2月28日国総旅振第386号 最終改正令和元年9月14日）

第八 旅行業務取扱管理者（法第11条の2及び第11条の3、第12条の5の2、規則第10条から第14条、第20条、第27条の7）

- 1) 法第11条の2第1項は、単に旅行業務取扱管理者を選任しておけばよいというものではなく、規則第10条に定める職務について、当該者をして適切に管理、監督せしめる義務も定めている。したがって、大規模な営業所（所属する従業員数が10名以上の営業所をいう。）において1人の旅行業務取扱管理者では規則第10条各号に掲げる業務に関し管理、監督が十分できない場合には、2人以上の旅行業務取扱管理者を選任しておく必要がある。

第九 旅行サービス手配業務取扱管理者（法第28条、規則第46条及び第47条）

- 1) 法第28条第1項は、単に旅行サービス手配業務取扱管理者を選任しておけばよいというものではなく、規則第46条に定める職務について、当該者をして適切に管理、監督せしめる義務も定めている。したがって大規模な営業所（所属する従業員数が10名以上の営業所をいう。）において1人の旅行サービス手配業務取扱管理者では規則第46条各号に掲げる業務に関し管理、監督が十分できない場合には、2人以上の旅行サービス手配業務取扱管理者を選任しておく必要がある。

（その他）